

## 第三者評価結果

あいみー南加瀬保育園

### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     【1】 I-1-(1)-①                      理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                 </div>	b
<コメント> 法人の理念、基本方針が明文化されており、ホームページやパンフレット、会社紹介等で職員、保護者等への周知が図られています。法人の理念は、職員の行動規範となるよう具体的な内容にして、会議を通して職員に伝えています。本部の面談等でも伝えています。保護者には手紙等を通して伝え、資料を作成して懇談会等で説明していますが、周知が徹底されていません。保護者への周知方法を工夫し、周知状況の定期的な確認が期待されます。	

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     【2】 I-2-(1)-①                      事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                 </div>	a
<コメント> 事業経営をとりまく環境と経営状況が、法人にて的確に把握・分析されています。社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の内容を法人にて把握し分析しています。保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集し、保育所の地域での特徴等を把握しています。利用者の推移等の分析を行って、法人内の園長会議で報告しています。年5回開催の地域の保育園の連絡会でも地域の状況を把握しています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     【3】 I-2-(1)-②                      経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                 </div>	b
<コメント> 経営環境と状況を把握・分析し、経営課題を明確にして具体的な取組を進めていますが、職員への周知が徹底されていません。経営環境や保育の内容、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにして、役員間での共有が行われています。経営課題の改善に向けて、姉妹園の園長会議で情報共有して、改善に取り組んでいますが、現場職員への周知に課題があります。	

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     【4】 I-3-(1)-①                      中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                 </div>	b
<コメント> 3年ごとに経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定しています。中・長期計画においては、基本方針等の実現に向けた目標を明確にして、課題・問題点の解決に向けた具体的な内容になっています。中・長期計画は、具体的な成果等を設定して、評価を行い、必要に応じて見直しを行っています。さらに数値目標の設定や毎年の見直しの検討が期待されます。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     【5】 I-3-(1)-②                      中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                 </div>	b
<コメント> 単年度の事業計画は、中・長期計画を反映しつつ、特に今年度はコロナ感染予防対策を踏まえて具体的に策定しています。事業計画は、単なる「行事計画」でなく、具体的な内容となっています。事業計画は施策内容が明確になっています。職員が実施状況を客観的に評価出来る数値目標の設定には至っていません。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画は職員等の意見を反映して策定されていますが、職員の理解が十分ではありません。事業計画は、法人により行う面談等で得た職員等の意見の反映や園長との相談のもとで策定されています。計画プロセスは、あらかじめ定められた時期・手順にもとづいて作られ、計画の見直しも行っています。計画の実施状況は年度ごとに事業報告書として評価されています。事業計画を、職員会議等で職員に周知していますが、理解を促すための取組が課題となっています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 行事計画等の事業計画内容が、配布、掲示により保護者等に周知されていますが、保護者に行事以外の事業計画全体を理解してもらう取組に課題があります。事業計画の主な内容を、複数の保護者代表が参加する運営委員会（法人からも参加）等で説明しています。保護者には、行事計画などを早めに周知するように配慮しています。	

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> 法人が定めた評価シートを使い職員が個人別に自己評価を行い、保育の質の向上への取組が組織的に行われています。行事ごとにアンケートを実施して、自己評価結果とともに保育の質の向上活動（PDCA）に生かしています。法人が計画して、第三者評価等を定期的を受審しています。評価結果を全社的に分析・検討しています。第三者評価の受審に向けて、園内で3つのチームを作り話し合っそれぞれに自己評価を行い、それを園全体でまとめています。園としては今回が初めての第三者評価受審であり、評価結果の活用を計画しています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> それぞれの評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていますが、職員参加による改善策検討の体制までには至っていません。法人にて評価結果を分析して、それにもとづく課題が文書化されています。評価結果や改善策を園長会議や職員面談時にフィードバックしています。評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善計画を策定する仕組みや見直し体制は不十分で、職員の参画のもとで話し合う機会を作ることが課題となっています。	

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は、職務分担表にて役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいます。園長は、保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にして、文書にして園内に周知しています。園長は、災害や事故等の責任も含めた役割等を職務分担表にて文書化するとともに、会議において周知し、いつでも職員が確認できるように事務所に保管・管理しています。	

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人では「コンプライアンスマニュアル」を整備しており、園として遵守すべき法令等を理解するために積極的に取り組んでいます。園長は、法令遵守の観点での経営に関する研修等に参加して、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者との適正な関係を保持しています。園長は、会議等で職員に対して遵守すべき法令等を周知させ、関係機関への働きかけなどの取組を積極的に行っています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園長は、保育の質の向上に意欲をもち、職員の意見を良く聞き、組織としての取組に指導力を発揮しています。園長は、長年の保育経験を生かし、保育の質に関する現状と課題を把握し、改善のための方針を明示してアドバイスを行い指導力を発揮しています。園長は、日常的に保育現場に入り、子どもの姿や保育について観察・助言を行うとともに職員の悩みや相談に乗り、保育の質の向上に努めています。保育について、職員の研修を充実し、定期的な職員会議の実施により職員の意見を反映するために取り組んでいます。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 園長は、業務の実効性を高める取組に指導力を発揮していますが、財務面など経営の改善は法人が主導しています。園長は、基本方針の実現に向けて、職員の意見も聞き人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいます。園長は、業務の向上に向けて、事務所の扉を開放し組織内での壁を取り払い、同じ意識を形成するための取組を行っています。若い職員が相談しやすいように配慮して、チームワークによる保育を実践しています。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画がありますが、それにもとづいた取組についての周知が十分ではありません。選ばれる保育園として、必要とする人材や人員体制に関する基本的な考え方を「期待される職員像」として文書化して示しています。保育に関わる専門職の配置、必要な人材や人員体制について計画がありますが、その取組が職員に周知されていません。法人として、効果的な人材確保を実施して、育成が行われており、複数の産休職員がいる状況においても必要な保育が実施されています。</p>	
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 本部と園とで総合的な人事管理を実施していますが、職員への周知と理解が十分ではありません。法人の理念・基本方針にもとづき中長期計画に「求める職員像」を明確にしています。人事基準が定められ、本人の自己評価をもとに園長が面談し、人事考課を行い、本部の面談で評価を行っています。人事評価や昇進、職員が自ら将来の姿を描くことができるようなキャリアアップなどについて職員に伝えています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいます。園長は職員の就業状況や意向にもとづく労務管理の責任を明確にしています。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働を定期的に確認するなど、職員の就業状況を法人で把握し、園で管理しています。園長は定期的に職員との個別面談の機会を設け、職員が相談しやすい配慮をして、職員の心身の健康と安全の確保に努めています。振替の公休や有給の取得推進等で、職員の働きやすさにも配慮しています。福利厚生規程を設け、資格取得支援、帰省代金補助、誕生日有給等職員の希望をもとに、総合的な福利厚生を実施しています。</p>	



(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人と園の連携により、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われています。法人として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みがあります。園長面談に加え、定期的に法人との直接面談があり具体的な考え方を明示しています。職員一人ひとりの目標設定は、本人の意向を尊重した項目が明確にされて、具体的な目標や働き方の希望を細かく聞いています。職員一人ひとりの目標について、随時の進捗確認とともに定期的に面接を行い目標達成度の確認を行っています。</p>	
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人として職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されています。基本方針の中に「期待する職員像」を明示して、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示した計画になっています。外部研修、法人内研修、園内研修に加えて川崎市の研修を取り入れた研修計画にもとづき、研修が実施されています。非常勤も含めた職員が各自の希望する研修に参加しやすい環境の中で研修が実施されています。実施した計画を評価して、どういった研修が園に良いかの意見交換をしています。</p>	
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人ひとりについて、研修の機会が確保され、適切に教育と研修を実施しています。個別の職員の技術水準、専門資格の取得状況等を面談などで把握しています。小規模保育園でもあり、熟練保育士でもある園長が、新任職員をはじめ職員の習熟度に配慮した個別的な支援を具体的に行い、研修も支援して実施につなげています。職員一人ひとりが研修に参加できるよう、勤務時間内に研修に参加させ、興味のある分野への参加がしやすい配慮をしています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生等の育成に関する基本姿勢の明文化、マニュアルの整備がされています。実習生等の保育に関わる専門職の育成について検討を行い、効果的な育成プログラムを準備しています。今年度より実習生を受け入れています。実習生には小規模保育園の特徴として、0歳児から5歳児までの保育全体が把握できるメリットを生かせるように考えています。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の事業に関する情報を公表していますが、財務等の内容の公表が行われていません。ホームページ等に、法人、及び園の理念や方針等について公表を行っていますが、事業報告や決算情報については行っていません。地域の福祉向上のための「子育て支援計画」の状況、苦情・相談の体制や内容、改善状況について公表しています。</p>	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公正で透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていますが、外部の監査支援等の結果や指摘事項にもとづく経営改善は十分ではありません。園における事務、経理、取引等に関するルールは「経理規程」「現金規程」で定め、職務分掌と権限・責任は「職務分担表」で明確にされ、職員等に周知しています。園における事務、経理、取引等について本部による内部監査が定期的実施され確認しています。</p>	

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていますが、子どもが地域の社会資源を積極的に利用できるような奨める活動が十分ではありません。 老人ホーム訪問、保育園交流や作品展により、地域との交流を大切にして積極的に取り組んできました。祭りなどの地域の行事にも子どもが参加してきました。現在はコロナ禍の関係で、地域行事の中止や訪問先施設の要請で実施されていません。</p>	
<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	c
<p>&lt;コメント&gt; ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されていますが、受入れについての体制が不十分で実績につながっていません。 ボランティア受入れに関する基本姿勢を「ボランティア受入規程」に明文化して、マニュアルとして整備しています。地域ボランティアや学校教育支援の受入れについて、園内での研修などを行っていません。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもによりよい保育を提供するために、関係機関や団体の機能などを把握し、その関係機関等との連携を適切に行っています。 療育センター等の関係機関・団体について、個々の子どもに対応できる社会資源を明示した資料を整えて、日頃から緊密に連携して具体的な指示や相談を行っています。関係機関等との連携について職員に説明し、小規模園ということもあり、職員間で情報共有が確実に行われています。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていますが、地域住民への相談機能が十分ではありません。 園の運営委員会や地域の公立・私立の園長会議（小規模保育園が集まったの検討もある）で地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。地域の各種会合へも参加して、地域住民との交流活動等を行い、福祉ニーズの把握に努めています。地域住民の相談に応じるなど、園独自に保育所が持つ機能を地域に還元する活動には至っていません。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづき「子育て支援計画」を策定していますが、園独自で行う公益的な事業・活動がありません。 子育て支援計画では、園児保護者への支援とは別に地域への子育て支援を実施しています。年間を4期に定めて、それぞれに交流の場の提供、相談援助等の活動を行っています。園では独自に掲示版等を使い、保育情報を地域に積極的に提供することは行っていません。</p>	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園の理念に、「人に対する愛情と信頼感」「人権を大切にすることを育てる」ことを掲げています。理念にもとづいて作成された基本的な計画や指導計画は、子どもを尊重したものとなっています。園は一人ひとりに応じた保育を意識し、その取組を職員会議で振り返り、職員間で共有しています。川崎市が開催する子どもの尊重や基本的人権の配慮に関する育成研修に参加し、保育の質の向上に反映させています。今期はWEBを通じて、保育での子どもの権利、コロナ禍での子どもの権利について学び、保育の知識向上に努める計画です。文化の違う子どもがクラスにいれば、地図を見て紹介したり、その国の食べ物をメニューに取り入れる等をして理解を深める工夫をしています。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人として「プライバシー保護規程」が整備されています。保護者や子どものプライバシー保護について研修でも学び、職員は遵守しています。入園時にプライバシーの保護に関する説明を行い、個人情報使用同意書に署名を得ています。インターネットでの個人情報の取り扱いについても説明しています。おむつ替えや着替え等の際には、周りの環境に注意して行う等、子どものプライバシーを守る配慮をしています。外部からの視線に配慮し、スタンドガラスのパネルとカーテンの工夫をして安心して過ごせる環境を作りました。子どもの個人情報は、鍵の掛かる場所に保管し、閲覧する場合は事務所からは持ち出さない事としています。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園の保育内容については、園のホームページに特徴を説明しています。保育理念・基本方針・入園にあたっての注意点・保育所一日の流れ・年間行事のスケジュール・子どもの活動写真を行事ごとに掲載する等、園の情報をわかりやすく紹介しています。保護者からの「お問い合わせのページ」を設け、SNSによる対応も行っています。区で開催する作品展に保育園の案内を置いて、情報提供等の対応をしています。利用希望者には、個々の保護者に合わせて見学時間に配慮を行い、見学や相談を受け入れています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育の開始及び保育内容の変更時には、事前にお知らせを配布し園にも掲示してわかりやすく周知しています。また、保護者の確認と同意を得ています。保育の開始時には、園長が理念・保育目標・保育内容について「入園のしおり」「重要事項説明書」をもとに説明し同意書を得ています。入園の開始にあたり保護者との面談から、離乳食や子どもの特徴、家庭での様子、生育状況を周知し、ならし保育、担任との面談、その後の離乳食の変化を段階を追って確認し、安心して入園出来るように配慮しています。コロナ禍で園行事を参観出来ない対策として、行事や子どもの様子をDVDに収録し、保護者に配布しました。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 退園した子どもと保護者には、今後も相談に応じる事や、いつでも来園出来る事等を口頭で伝えています。保育園等の変更にあたり保育の継続性に配慮していますが、保育所の変更時の手順と引継ぎ文章の取り決めはありません。保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対して、その後の相談方法や担当者についても記載した文章の配布はしていません。保育園の変更にあたっては、転園先の要望や必要性に応じて対応をしています。</p>	



(3) 利用者満足の向上に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、行事、業務別に担当職員を決めており、前回の内容や子どもの満足を振り返り、企画、準備をし職員会議でも検討し、実践しています。</p> <p>行事後に保護者アンケートを実施し、意見や要望を把握して、対応と今後に生かしています。保護者の個別面談や運営委員会、保護者懇談会、保育参観等で意見や要望、利用者満足を把握するようにしています。得られた情報は職員間で共有して、満足の向上に向けた改善に繋げるようにしていますが、分析・検討をする担当や会議の設置をして具体的な改善には至っていません。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>園では「苦情等対応規程」を整えています。苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し対応できる体制があり、重要事項説明書に明記しています。</p> <p>園内に意見箱も用意されています。意見や苦情については職員会議等で職員に周知し、解決策対応方法について話し合い記録簿に記録し解決に生かしています。園では、保護者が参画する運営委員会があり、苦情などを確認・検討する場があります。苦情内容や解決の結果は、保護者に伝え、状況に配慮したうえで必要があれば公表しています。これまでに送迎時の自転車置き場の改善に対応するなど、より良いサービスの向上に繋げていくように努めています。</p>	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園説明会や個人面談、懇談会等で担任・主任・園長等、誰にでも相談できることを伝えています。少人数の保育園の為、個々に口頭などで伝えており、説明の文章は作成していません。</p> <p>園では、クラス担任の他に、全体を共有したフリーの職員を置いており、普段から相談や意見を言いやすい環境となっています。保護者とは送迎時の会話や、こまめなコミュニケーションを図り相談しやすいよう信頼関係を築くようにしています。相談がある場合は、その都度、その場や連絡帳で面談の予約を取って保護者の相談を受けています。その際は、安心して話ができるように周りに配慮をしています。</p>	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮しています。</p> <p>意見箱を設置し、アンケートの実施等保護者の意見を積極的に把握する取組を行っています。日々の保育に関する相談は、基本的には担任、フリー職員が受け、園長に報告相談し、迅速に対応しています。内容によっては園長や法人が直接対話ができる仕組みです。インターネットのホームページに問い合わせのページを設け、保護者から受信があれば、連絡を入れて相談に対応しています。対応マニュアルはその都度の検討となっており、定期的な見直しは行われていません。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故発生時の対応と安全確保について「事故防止マニュアル」を整備していますが、委員会などは設けていません。</p> <p>事故を未然に防ぐため園周囲の点検、遊び方の見直しを行っています。職員は、2週間ごとにヒヤリハットを提出し、職員会議で話し合い、大きな事故を防ぐよう取り組んでいます。その上で事故が発生した場合、速やかに報告して、対応策・対処法を検討実施し、本部へも報告して指示を仰いでいます。「ヒヤリハット事故報告」に記録し「ヒヤリハット検証報告」に対処を記録し職員で情報を共有しています。職員は安全確保や事故防止に関する研修に参加しています。</p>	

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>  
園では、「感染症対応マニュアル」を整備し感染予防と発生時の対応を職員で周知しています。園内の清掃、消毒を徹底し衛生的な環境を整えています。感染対策について職員会議を実施し、原因や予防について話し合っています。その都度対応マニュアルの見直しにも反映させています。感染症が発生した場合は、情報を掲示し、保護者に周知しています。看護師は感染症に関する勉強会に参加し、園の感染対策や安全確保等について職員の周知と実践に努めています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
--	---

<コメント>  
園では、「危機管理マニュアル」を整備し、災害時における子どもの安全確保のため、職員は役割分担をしています。災害時の避難訓練年間計画にもとづき火災・地震・不審者等の訓練を毎月行っています。「不審者情報報告書」「避難・防犯訓練実施記録」に様子や反省点を記録し、安全確保の取組を行っています。引き渡し訓練を年に1回行っています。地域の避難場所は日頃の子どもたちの散歩コースにもなっていて、場所や経路を把握しています。今期は、洪水による避難訓練も予定しています。更に、同一建物内での合同避難訓練など地域との連携も期待されます。

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
---------------------------------	---------

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
---	---

<コメント>  
標準的な実施方法について文書化され、保育についてのそれぞれの対応もマニュアル化（文書化）されています。園外保育や危機管理、アレルギー対応等については、それぞれを文書化していますが標準的な保育が実施されているかどうかを確認する仕組みがありません。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示され、それらのもと標準的な保育方法が実施されています。小規模保育園でもあり、保育方法について、個別の指導等によって職員に周知徹底が行われ、保育実践が画一的なものとなっていません。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	---

<コメント>  
標準的な実施方法について、年1~2回の社員研修の場で組織的・定期的な検証をしています。また姉妹園合同の園長会議にて保育の実施方法を見直し、職員への共有を図っています。標準的な実施方法は随時に見直し、個々で保育を考え、指導計画に反映して実践していますが、保護者等からの提案を反映する仕組みには至っていません。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
--	---

<コメント>  
子どもや家庭の状況と課題を認識し、指導計画を策定するための体制が確立しており、実施計画の策定を行っています。さまざまな職種の関係職員が参加して、園長の下でアセスメント等に関する協議を実施しています。全体的な計画にもとづき、子ども等のニーズを配慮し各担当がクラスに応じた指導計画を策定しています。支援困難ケースへの対応については南部地域療育センター等と連携し、適切な保育の提供を行い、振り返りや評価を行っています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
--	---

<コメント>  
指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて定期的実施していますが、保育の質の向上に関わる検討が十分ではありません。指導計画の見直しを行う時期を3ヶ月に1回と決めて、検討会議の参加者や保護者の意向把握等の仕組みを定めて実施しています。また、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みや、変更した指導計画を職員に周知する手順を定めて計画の見直しを実施しています。



(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①  
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

子ども一人ひとりの保育の実施状況や発達記録が、個人別に適切に記録され、職員間で共有化されています。子どもの発達状況や生活状況等を、統一した様式によって把握し記録しており、記録により指導計画にもとづく保育実施を確認することができます。情報共有を目的とした会議等によって、他クラスの様子についても周知する機会が設けられ情報共有を行っています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

「個人情報保護規程」「個人情報管理規程」により、子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われています。個人情報の取り扱いについて、入園時に保護者等に説明しています。個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定され、子どもや保護者の個人情報は適切に管理されています。また、子どもの記録等を破棄する場合は細かく粉砕しており、他人が情報を得られないよう細心の注意を払っています。